

平成21年度第1回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

日 時：平成21年4月27日(月)
13:30～14:50
場 所：岐阜県庁舎9北-2会議室

開会の挨拶(和田技術検査課長)

議事

- 1 議事概要書署名委員の指名
委員長が署名委員として加藤隆志委員、坂本由貴委員、寺本和佳子委員の3委員を指名。
- 2 平成21年度のスケジュール等について
 - (1) 市町村事業の再評価^{*1}について

【審議内容】

市町村等の長から審議依頼のあった7事業の再評価についても、本委員会において審議することとする。
 - (2) 再評価^{*1}実施事業の概要について

【審議内容】

Q) 国土交通省の費用対効果分析については承知しているが農林水産省の便益の計算について承知していないので計算のマニュアルを見せていただきたい。
A) 後日、郵送します。
Q) 再評価一覧表にある9番から11番の河川課の事業について内容が未記入であるので説明をしていただきたい。
A) 牧田川圏域河川整備計画策定、境川圏域河川整備計画策定、土岐川圏域河川整備計画策定については、現在、河川整備計画を策定し国に申請しており、承認がとれば本委員会で報告する案件です。

【審議結果】

平成21年度は、別表に掲げる18箇所(県事業11・市町村事業7)の審議を行うものとする。
 - (3) 事後評価^{*2}の実施について

【審議内容】

Q) 事後評価については、その事業の問題点、反省点等を次の事業に繋げるための視点で審議する必要があり、県はその結果を次の事業に反映させていただきたい。
審議箇所については、審議箇所選定の客観性及び透明性を確保するため、各担当課で事業規模の最も大きい重要な箇所を選定することとする。

【審議結果】

本委員会において、事後評価についても取り組むこととし、審議箇所は対象18事業のうち各事業課の代表箇所として以下の6箇所とする。

事業名	地区名 (路線名・河川名等)	施行場所	事業課名
県営農林漁業用揮発油税財源 身替農道整備事業	明智南	恵那市明智町	農地整備課
ふるさと林道緊急整備事業	阿多粕～西洞	高山市(久々野町・朝日町)	森林整備課
地域防災対策総合治山事業	石徹白	郡上市白鳥町	治山課
交通連携推進事業	一般国道248(太田バイパス)	美濃加茂市御門町～関市西田原	道路建設課
公共地すべり対策事業	霧ヶ原	中津川市神坂	砂防課
公共街路事業	岐阜駅城田寺線外2路線	岐阜市吉野町	街路公園課

(4) 現地調査の実施について

【審議結果】

次の4箇所について、現地調査を実施する。調査日は5月20日(水)とする。

事業名・箇所名	調査場所
土地区画整理事業、地方道路整備臨時交付金事業 (則武新田地区)	岐阜市則武
広域基幹河川改修事業(犀川)	瑞穂市、本巣市
経営体育成基盤整備事業(道下地区)	輪之内町中郷
公共下水道事業(中南部処理区)	海津市南濃町安江

(5) 今後の委員会の開催計画について

【審議結果】

以下の日程で委員会を開催する。

なお、事後評価については、12~2月に委員会を開催し審議を行う。

	開催日	会議概要
第2回委員会	5月20日(水)	現地調査
第3回委員会	6月17日(水) 13:30~	再評価詳細審議(市町村等事業) ・河川課所管事業(1箇所) ・下水道課所管事業(4箇所) ・街路公園課所管事業(1箇所)
第4回委員会	7月29日(水) 13:30~	再評価詳細審議 ・農地整備課所管事業(3箇所) ・森林整備課所管事業(2箇所) (内市町村事業 1箇所) ・道路建設課所管事業(1箇所)
第5回委員会	8月28日(金) 13:30~	再評価詳細審議 ・河川課所管事業(5箇所) (内3件報告案件)*3 ・水道企業課所管事業(1箇所)
第6回委員会	12~2月頃	事後評価詳細審議 農地整備課、森林整備課、 治山課、道路建設課、砂防課、 街路公園課(各1箇所)

(6) その他意見

Q) 一定基準に沿って事業の再評価をするのではなく、特に問題がある事業について時間をかけて議論するなど再評価の見直しが必要ではないか。

A) 長期化している事業が社会問題になったことが制度ができた背景だったと思っております。事業評価監視委員会などで客観的に見ていただくことで事業の効率性を追求することが主旨でありますので途中でチェックする必要があると考えている。

Q) アンケート調査や間伐材利用、環境保全・景観形成について説明資料に盛り込んでいただけると解りやすくなる。

Q) 各事業の事業費の算出根拠的な部分をもう少し示してほしい。

閉会のあいさつ(和田技術検査課長)

委員会の様子



- * 1 (再評価)
事業の採択後一定期間を経過した後も着工されていない事業、事業の採択後既に長期間が経過している事業の評価。
- * 2 (事後評価)
事業完了後（暫定供用後を含む）1年間を経過した大規模な事業の評価。
但し、河川事業等、事業効果が現れるまで期間を要する事業については5年経過後に評価する。
- * 3 第5回委員会の河川課所管事業は、岐阜県事業評価監視委員会運営要領第2の4に基づく河川整備計画策定による報告。
【岐阜県事業評価監視委員会運営要領（抜粋）】
第2 委員会の会議の運営に関する事項
4 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱
河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、学識経験者等から構成される委員会等（以下「流域委員会等」という。）が設置されている場合は、本委員会に代えて、当該流域委員会等において審議を行うものとし、その審議結果について、本委員会に報告するものとする。